

糸島市補助金設計書

所管課	生涯学習課
-----	-------

補助金名称	市民提案型まちづくり事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市市民提案型まちづくり事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策1_コミュニティの活性化

施策②_NPO・ボランティアの育成

1 補助の目的

NPOやボランティアの持つ専門性、迅速性を生かして地域の課題解決を図ることを目的に、市内で活動する団体が独自の発想を持って提案する事業で、協働のまちづくりと団体の育成、充実につながるものについて補助金を交付する。

2 成果指標

指標①	市と市内で活動している市民団体で実施した協働事業数	※平成22年度からの累積
目標値①	104	(単位) 事業

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

市民活動団体が実施する、地域の課題解決を図ることを目的に市民活動団体が提案する事業。

【補助対象者】

糸島市で活動する市民活動団体

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

報償費(講師、出演者等への謝金等)、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費(講師弁当代等)、通信費、燃料費、借上料(会場、器具、各種機材レンタル)、保険料、手数料(振込手数料等)、その他事業実施のために特に必要な経費で市長が必要かつ適切と認めるもの。

【補助対象外経費】

- ・経常経費、人件費、食糧費、備品購入費、事業に直接関係のない経費、社会通念上適切でない経費、各種イベント等の参加賞、記念品、賞品、賞金
- ・団体構成員の所有する物品等の借用に対する謝礼、使用料
- ・他団体・機関等への補助金としての支出(再補助の禁止)
- ・事業の実施を一括して企業等へ委託する場合の支出
- ・上記の他、補助事業の目的と異なる内容の支出

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 500,000 円

【積算根拠ほか】

※これからの社会では、市民団体等が自らの専門性、迅速性を生かして自主的、主体的な活動により地域の課題解決を図り、新たな公的サービスの担い手となることが求められている。行政は、これらの団体等を支援しながら自立を促していくことが必要であるため、高い補助率としている。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 6 年度 まで